

## 平成20年度に算定した健全化判断比率・資金不足比率を公表します

平成19年6月22日に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布されました。

この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する指標の公表制度を設け、その比率に応じて財政の早期健全化及び財政の再生等に必要なる行財政の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

計画策定義務等を含めた全体の法律の施行は平成21年4月ですが、財政の健全性に関する指標公表については、平成20年4月から施行されました。

公表するのは、以下の健全化判断比率4指標と資金不足比率となります。

健全化判断比率	資金不足比率
実質赤字比率	
連結実質赤字比率	
実質公債費比率	
将来負担比率	

健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準以上となる場合は『財政健全化計画』を、また、資金不足比率が経営健全化基準以上となる場合は『経営健全化計画』を策定する必要があります。

### 健全化判断比率

(単位：%)

指 標	仁 木 町	早 期 健 全 化 基 準	財 政 再 生 基 準
実質赤字比率	<sup>1</sup> - ( 0.90 )	15.00	20.00
連結実質赤字比率	<sup>2</sup> - ( 1.20 )	20.00	<sup>3</sup> 40.00
実質公債費比率	19.9	25.0	35.0
将来負担比率	161.1	350.0	

1、2 実質赤字額、連結実質赤字額がないため、は「 - (該当なし)」で表示し、参考として黒字の比率( )を表示しています。

3 の財政再生基準は、3年間の経過措置があります。

(市町村は、平成21年度算定40% 平成22年度算定40% 平成23年度算定35%)

### 資金不足比率

(単位：%)

指 標	仁 木 町	経 営 健 全 化 基 準
仁木町簡易水道事業 特別会計	<sup>4</sup> - ( 1.10 )	20.00

4 資金不足比率がないため、「 - (該当なし)」で表示し、参考として黒字の比率( )を表示しています。

## 【用語解説】

### 健全化判断比率

#### 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すのが『実質赤字比率』です。

#### 連結実質赤字比率

一般会計と特別会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体としての運営の深刻度を示すのが『連結実質赤字比率』です。

#### 実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すのが『実質公債費比率』です。

#### 将来負担比率

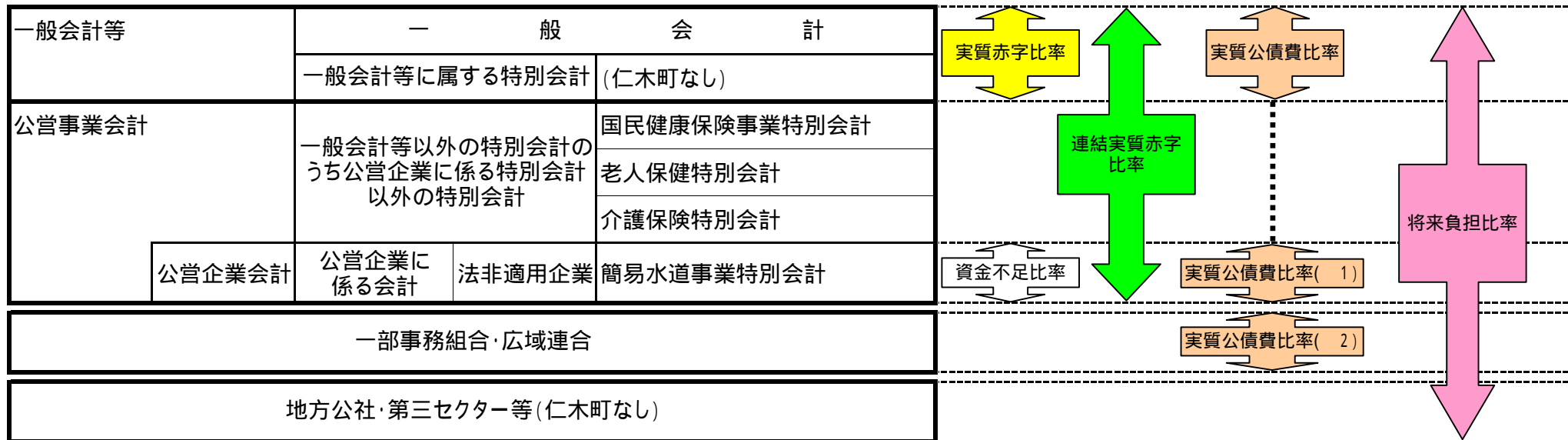
地方公共団体の一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すのが『将来負担比率』です。

#### 資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すのが『資金不足比率』です。

- 【留意事項】 地方公共団体財政健全化法上の財政指標は、法定の指標であり、財政の健全化や再生の観点から、地方公共団体の財政の実態を明らかにするための最低限のルールとなります。従って、各財政指標が早期健全化基準を下回れば財政運営上なんら問題がないということではなく、他の指標の活用も含め、これからも財政状況を的確に分析し、自主的に必要な対応を行う等、適切な財政運営に努めます。

## 仁木町の会計区分における健全化判断比率・資金不足比率のイメージ



1 簡易水道事業特別会計は、準元利償還金の対象会計であるため、算定の対象となります。

2 北後志消防組合及び北しりべし廃棄物処理広域連合の会計(組合等が起こした地方債に対する負担金の額)が算定の対象となります。